

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	若築建設株式会社
【英訳名】	WAKACHIKU CONSTRUCTION CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 烏田 克彦
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	北九州市若松区浜町一丁目4番7号
【縦覧に供する場所】	若築建設株式会社 千葉支店 (千葉市中央区新田町4番22号) 若築建設株式会社 東京支店 (東京都目黒区下目黒二丁目23番18号) 若築建設株式会社 横浜支店 (横浜市中区尾上町一丁目6番地) 若築建設株式会社 名古屋支店 (名古屋市中区錦一丁目11番20号) 若築建設株式会社 大阪支店 (大阪市中央区久太郎町二丁目2番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 烏田克彦は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

なお、連結子会社3社については、売上高に占める割合も小さいことから財務報告に与える影響が僅少であり、質的影響の重要性もないと判断したことから、全社的な内部統制の評価範囲に含めていない。

当社は主に建設業を営んでおり、各事業拠点において受注から施工までを一貫して行っているため、事業拠点の重要性を判断する指標として取引規模を表す売上高が適切であると判断し、売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いている。業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価において良好でない項目が検出されなかったため、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算してゆき、前連結会計年度の連結売上高のおおむね3分の2に達している事業拠点を「重要な事業拠点」とした。

評価範囲に選定した事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高の大部分を完成工事高が占めることから、完成工事高、完成工事未収入金及び未成工事支出金を評価の対象とした。

さらに、工事損失引当金や販売用不動産等の重要な虚偽記載の発生可能性が高く見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項なし。

5【特記事項】

該当事項なし。